

観光によるにぎわい創出事業補助金 募集要領

1 概要

観光によりまちの魅力を高めるとともに、人的、経済的な交流を活性化させるため、地域資源を活用したにぎわい創出に資する事業を行う事業者、団体等への補助を行います。

2 補助対象者

補助対象者は、市税を滞納していない者及び春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であって、次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人事業主
- (2) 市内に活動拠点を有する団体
- (3) その他市長が特に必要と認める法人、個人事業主、団体

3 補助対象事業

地域資源を活用して実施する次の各号のいずれかに該当する事業とします。

- (1) 旅行商品の造成及び販売
 - (2) 土産品の企画開発及び販売
 - (3) 誘客イベントの開催
 - (4) ワークショップ、セミナー等の開催等による観光人材の育成
 - (5) その他地域資源を活用したにぎわいの創出が見込まれる事業
- ※ 同一の補助対象となる事業の補助金を国、県等から受ける場合は、本補助金の対象外です。

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とします。ただし、人件費等の事業運営母体の管理に要する経費、食糧費は対象外とします。

- (1) 開発製作費 旅行商品の造成のためのガイド育成費、観光事業者との交渉費等、土産物開発のための原料、材料、消耗品等の経費、イベント開催のための製作費、消耗品、景品等の経費（ただし、景品は地域資源に関連するもので当該事業において必要となる数量のみ）
- (2) 広告宣伝費 デザイン費、印刷費、ホームページ作成費等PRに関する経費、メディア等への宣伝・広告に要する経費
- (3) 会場設営費 会場設営及び撤去費用等の経費
- (4) 会場利用費 会場の借上費用、機材のリース料等の経費

- (5) 講師、出演者等謝金 講師、出演者、ガイド等の謝礼、交通費、宿泊費等の経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助事業に要する経費として認めるもの

5 補助金の額等

補助金の額は、一つの補助事業につき、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、400,000円を限度とします。

（例1）補助対象経費 90万円の場合、補助申請額 40万円

（例2）補助対象経費 60万円の場合、補助申請額 40万円

（例3）補助対象経費 30万円の場合、補助申請額 20万円

6 日程

日程は、次のとおりです。

内 容	日 に ち
事業者募集期間	令和6年3月19日（火）～5月8日（水）
質問受付期間	令和6年3月19日（火）～4月12日（金）
質問回答	令和6年4月19日（金）
事前審査結果通知	令和6年5月下旬
プロポーザル審査	令和6年6月7日（金）
プロポーザル審査結果通知	令和6年6月中旬
事業実施	補助金交付決定日以後～令和7年2月
実績報告	～令和7年3月28日（金）

7 質問及び回答

(1) 質問受付

本補助金に関する質問は、質問書を電子メールにより提出してください。ただし、必ず電話にて到着を担当者に確認してください。

ア 提出期間

令和6年4月12日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先

春日井市 産業部 経済振興課 E-mail keizai@city.kasugai.lg.jp

(2) 回答

質問をとりまとめ、令和6年4月19日（金）までに回答を市ホームページに掲載します。

8 申請書類の提出

(1) 提出書類は次のとおりとします。

なお、同一の申請者が複数の事業を提案できますが、1事業ごとに申請をしてください

い。2事業目以降の申請の場合、イ及びオからケまでの書類は省略できます。ただし、採択は原則1申請者につき1事業とします。

- ア 観光によるにぎわい創出事業補助金交付申請書
- イ 市税調査承諾書
- ウ 収支予算書
- エ 事業提案書（任意様式。5枚以内（表紙、裏表紙、目次を除く）とします。）
- オ 申請者の組織の概要及び現に行っている事業内容に関する書類（パンフレット、ホームページ等既存の印刷物でも可。個人事業主は現に行っている事業内容に関する書類のみ）
- カ 登録票の写し（旅行業又は旅行業者代理業登録業の場合）
- キ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）
- ク 直近申告分の所得税確定申告書の写し（個人事業主の場合）
- ケ 団体の定款又は規約等（団体の場合）
- コ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

各1部（事業提案書は10部）

※ 提出書類は全てA4判縦 左綴じ

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

イ 提出先 〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市 産業部 経済振興課

電 話 0568-85-6244

E-mail keizai@city.kasugai.lg.jp

(4) 提出期限

令和6年5月8日（水）午後5時まで（必着）

※ 郵送の場合は、提出期限までに経済振興課に到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認してください。

9 審査及び補助対象者の選定

(1) 事前審査

(ア) 申請が5事業を超えた場合、提出のあった事業提案書を基に事前審査を行います。

(イ) 別紙「審査基準」により採点し、審査委員ごとに順位を付け、審査委員の順位の合計点が低かった方から順に5事業を上限としてプロポーザル審査を実施し

ます。

(2) プロポーザル審査

ア 実施日 令和6年6月7日（金）

イ 会場、集合時刻 別途通知します。

ウ 出席者 3名までとします。

エ 実施方法

(ア) 事前に提出した事業提案書を使用し、プレゼンテーションを行います。

(イ) プレゼンテーションは10分以内とし、質疑応答は5分以内を予定します。

(ウ) プレゼンテーションは非公開とします。

(エ) 別紙「審査基準」により採点し、審査委員ごとに順位を付け、審査委員の順位の合計点が低かった方から順に予算の範囲内で補助を実施します。ただし、審査委員による採点の結果、総合得点が6割に満たない場合、原則、補助対象事業から除外します。

オ 留意事項

審査会に出席しない場合は本補助金の対象となりません。ただし、交通機関の事故など真にやむを得ない理由がある場合はこの限りではありません。

(3) 審査結果

審査結果は、すべての申請者に文書で通知します。

10 実績報告

(1) 提出書類

ア 実績報告書

イ 事業報告書

ウ 収支決算書

エ チラシ、パンフレット等、補助事業の実施内容を証するもの

オ 領収書、通帳の写し等、補助事業に係る支出を証する書類

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

補助事業の完了の日から30日以内又は令和7年3月29日（金）のいずれか早い方

11 失格・無効

次に掲げる事由に該当する場合は、本補助金の交付決定を取り消すものとします。

(1) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。

(2) 事業提案書作成に係る不正行為が認められたとき。

(3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

- (4) 申請者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (5) その他不正な行為があったと市長が認めたとき。

12 その他

- (1) 提出書類の作成等に要した費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出後の書類の修正又は変更は、原則として認めません。
- (3) 提出書類は評価以外の目的には使用せず、一般に公表しません。ただし、春日井市情報公開条例（平成15年春日井市条例第40号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となります。
- (4) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、申請者が負います。
- (5) 提出書類は原則として返却しません。ただし、評価の結果、不採用となった申請者の提出書類について返却を求められたときは、返却に応じます。
- (6) 提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、本市が本審査会に関する報告、公表等のために必要な場合は、申請者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (7) 採択後も当該事業の実施内容がより効果的となるよう、事務局から協議させていただくことがあります。

13 問い合わせ・書類提出先

春日井市 産業部 経済振興課（市役所3階）

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電 話 0568-85-6244

F A X 0568-84-8731

E-mail keizai@city.kasugai.lg.jp